

# 正誤表

2024年12月24日

2025年目標 TAC建築士講座

級	一級・二級建築士 学科
科目	法規
教材	法令集

日付	頁	誤	正
12/24	P181 左段45行目	令 109 条の 5 第一号イ …表の右欄に掲げる時間において時間構造…	…表の右欄に掲げる時間において時間構造…  ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
12/16	P736 左段20行目	都市計画法 42 条 1 項の脚注 建築基準法施行令 138 条 3 項→257	建築基準法施行令 138 条 4 項→257
12/2	P105 右段14行目	建築基準法 88 条 2 項の脚注 政令【工作物の指定】令 138 条 3 項→257	政令【工作物の指定】令 138 条 4 項→257
	P177 右段 7 行目	令 107 条の 2 第一号 …欄に掲げる時間において時間構造耐力上…	…欄に掲げる時間において時間構造耐力上…  ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
11/6	インデックス シール	左から 4 シート目 左から 4 列目 5 段目 「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 M」	「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 L」
	P265 左段44行目	建築基準法施行令 145 条 2 項の脚注 関連【耐火性能関係規定】 令 108 条の 3 第 3 項→179	令 108 条の 4 第 3 項→179

以上のとおり、訂正をお願いいたします。  
法令集に手書きで訂正して問題ありません。